

厚 生 委 員 会

平成19年9月11日(火)

厚生委員会

日 時 平成19年9月11日(火)午前10時00分開会 - 午後1時57分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 川端委員長、和田副委員長、中原、出口、谷本、辻下(文)、竹内
辻下(正)議長、鍛冶副議長

欠席委員 なし

傍聴議員 田代

出席理事者 石田町長、平副町長、白井住民部長、入口住民部副理事兼税務課長、
谷下住民部住民生活課長、古橋住民部保険年金課長、萬谷住民部住民生活課長代理、
芦田福祉部長、古谷福祉部地域福祉課長、岸本福祉部高齢福祉課長、
大山福祉部子育て支援課長、串山保健センター所長、森下多奈川保育所長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

川端委員長 皆さん、おはようございます。

今日は、本委員会の出席、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席委員は7名、全員出席であります。

理事者におきましては全員出席であります。

定足数に達しておりますので、これより厚生委員会を開催いたします。

議案の審議に当たりましては、十分意を尽くされましてご審議いただき、あわせて議事が円滑に運びますよう、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにさせていただくよう、お願いします。

それでは、9月5日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案11件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

その前に、会議の進め方について、委員の皆さん、何かございませんか。

(「委員長一任」の声あり)

川端委員長 ありがとうございます。それでは、私の方から進めさせていただきます。

なお、理事者の答弁につきましては、所属部署と氏名を言ってから、よろしくお願いいたします。

議案第61号「平成19年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件」のうち、本委員会に付託された案件について、議題といたします。

本件については、担当課からの説明よろしくお願いいたします。

岸本福祉部高齢福祉課長 平成19年度一般会計補正予算(第2次)の件について、各担当から順次ご説明させていただきます。

まず、委員会の資料の1ページをご参照ください。

まず、歳入でございます。分担金及び負担金、老人福祉費負担金として28万9,000円を増額補正するものでございます。内容につきましては、老人福祉施設に措置入所している方の本人の一部負担金として歳入するものでございます。

古谷福祉部地域福祉課長 国庫支出金、社会福祉費負担金6万8,000円を計上しております。

これは障害福祉サービスに係る国庫負担金の前年度の精算分でございます。

大山福祉部子育て支援課長 17寄附金、児童福祉費寄附金としまして、50万円の増額補正でございます。これは与田病院様からの指定寄附です。

入口住民部副理事兼税務課長 2ページをご参照願います。

それでは、歳出でございます。

総務費、徴収費の町税過誤納返還金でございます。補正額は813万9,000円でございます。内容といたしましては、町内に発電施設を有する法人は、会社の業績は減少傾向であります。前年度比28.2%でございます。この会社が進めている合理化計画に示されており、計画休止措置を要因に、従業員が4分の1、いわゆる44人から10人に減少したことにより、申告税額が減額したところでございます。今回の歳出還付となったものでございます。

以上でございます。

古谷福祉部地域福祉課長 民生費、障害者福祉費472万7,000円を計上しております。大きく分けて2つございます。1点目は、障害者施策推進協議会の委員報酬10万7,000円であります。これは別途条例を提案させていただいているところでございますが、この推進協議会の会長と委員の報酬14名分を計上しているところでございます。その他は、障害福祉サービスに係ります国・府の負担金、補助金の前年度の精算分を計上しております。

古橋住民部保険年金課長 国民健康保険特別会計繰出金（職員給与費等）として、国民健康保険証のカード化に伴う事務費といたしまして、58万2,000円を計上いたしております。内容につきましては、後ほどご審議いただきます国民健康保険特別会計補正予算のところでご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

岸本福祉部高齢福祉課長 老人福祉費、老人ホーム入所措置事業として59万7,000円の増額補正でございます。補正理由といたしまして、2点ございます。まず1点目は、老人福祉法に基づき、岬町から和歌山市内の養護（盲）老人ホームに措置入所している施設が、平成19年7月1日より、障害者加算と夜勤体制加算の対象施設として和歌山市から指定されたため、新たに施設支弁費が必要となるためと、2点目は、家族等の虐待を受け、やむを得ない事由により措置した者の施設サービスに要する費用を事業者に支払うために補正するものでございます。なお、この財源につきましては、先ほどの歳入でご説明いたしました施設入所者の本人負担分を充当いたします。

古橋住民部保険年金課長 続きまして、老人医療助成費、老人医療助成費の府制度分といたしまして、前年度の精算に伴います老人医療府補助金返還金46万円を計上いたしております。

古谷福祉部地域福祉課長 障害者医療助成費68万2,000円を計上しております。これは障害

者医療制度に係る大阪府の補助金の前年度精算分でございます。

大山福祉部子育て支援課長 ひとり親医療助成費 22万5,000円の補正でございます。これは大阪府からの補助金の前年度の精算による返還金でございます。

続きまして、2児童福祉費、保育所運営費としまして、補正予算額50万円を計上いたしております。これは先ほどの歳入で指定寄附を受けましたもので、保育所の備品を購入するものでございます。

続きまして、乳幼児医療助成費 40万3,000円の補正でございます。これは大阪府からの補助金の前年度の精算による返還金でございます。

谷下住民部住民生活課長 衛生費、清掃費、し尿処理費、施設整備費としまして942万円の補正をお願いするものです。この件につきましては水質汚濁防止法等に基づき、水質総量規制で、1日当たり50トン以上の平均的な排出水が排出される事業所においては、許容限度が定められており、ことしに入りまして、し尿処理施設からの処理排水の窒素濃度が変動するため、ペーハ及び窒素管理基準等の濃度を均一化するための対応策について検討した結果、処理段階で新たな薬品を投入することで濃度が安定化するために施設整備するものです。また、大阪府の立入り検査においても改善計画書の提出が求められており、今回補正をお願いするものです。内訳としましては、薬品代半年分として217万5,000円、また、薬品を注入する施設を設置する費用としまして、724万5,000円をお願いするものです。

以上です。

川端委員長 委員の皆さん、本件について、質疑、意見はございませんか。

なければ、本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第61号「平成19年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件」のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。よって、議案第61号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第62号「平成19年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）の件」を議題といたします。

本件について、担当課から説明をお願いいたします。

古橋住民部保険年金課長 平成19年度国民健康保険特別会計補正予算（第1次）につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料は4ページとなっております。

補正予算の内容といたしましては、国民健康保険証のカード化に関連する経費と医療費の確定に伴う前年度精算によります国庫負担金等の返還金となっております。

まず、歳入でございますが、国民健康保険料、医療給付費分現年分といたしまして、57万7,000円を計上いたしております。

次に、繰入金、職員給与費等繰入金といたしまして、58万2,000円を計上いたしております。内容といたしましては、国民健康保険証のカード化に関連する事務費分としての繰入金でございます。

次に、繰越金、前年度繰越金といたしまして、前年度の黒字分42万6,000円を計上いたしております。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出につきまして説明をさせていただきます。

総務費、一般管理費といたしまして、国民健康保険証のカード化に関連する経費58万2,000円を計上させていただきます。保険証のカード化につきましては、国民健康保険法施行規則におきまして、平成13年4月以降、1人1枚のカード書式とされたところでございます。しかしながら、当分の間、準備の整ったところから順次切りかえを行うというふうにされておまして、本町におきましては、現在、住民情報システムのバージョンアップ中ございまして、そのシステムはカード対応型となっております。

また、カード化につきましては、家族で同じ日、同じ時刻でも別々の医療機関で受診できる。また、旅行先や勤務先に持って出れる。あるいは学生等で遠隔地で居住している方につきましては、現在、遠隔地用の保険証の発行手続の申請を行っていただいておりますけれども、その手続が不要になる。あるいは銀行等のカードと同じ大きさになりますので、財布などに入れやすく、携帯に便利などのメリットがございます。携帯に便利な反面、紛失が多くなる可能性が考えられる等のデメリットもございます。

また、カード化に伴いまして、平成20年4月から創設されます後期高齢者医療制度に

より、75歳になった日から自動的に国民健康保険の資格を失うこととなる方とか、退職者医療制度の改正によりまして、65歳に達する日から一般被保険者に切りかわる方に対し、世帯のほかの方と違う有効期限を設定することが可能となります。このことから医療機関での確認の際に、齟齬が起こりにくいなどのメリットもございまして、それらを考慮し、本年11月の一斉更新時から、カード書式に変更を予定しております。

なお、カードにつきましては、紙カードで、裏面にフィルムを張ったカードを予定いたしております。

経費の内容でございますが、平成20年4月から、制度改正により、3月末の有効期限を設定する必要がある退職者医療の被保険者に対しまして、再度4月以降の保険証を送付する必要がございますので、その郵送料としての役務費31万2,000円、それと、保険証のカード化に伴います印刷費の増額分としまして、27万円を計上させていただいております。

次に、諸支出金、償還金といたしまして、100万3,000円を計上いたしております。医療費の確定に伴う前年度精算分としまして、国民健康保険療養給付費等国庫負担金43万9,000円、大阪府老人等医療費波及分補助金56万4,000円をそれぞれ返還する内容となっております。

説明は以上でございます。

川端委員長 ありがとうございます。

本件についての質疑、意見はございませんか。

谷本委員 11月よりカード化になるんやな。これは全国的になるの。

川端委員長 答弁をお願いします。

古橋住民部保険年金課長 保険証のカード化につきましては、今現在、貝塚社会保険事務所等社会保険の方については、ほとんどカード化がされて、進んでいる状況にありますけども、国民健康保険の方につきましては、全体的におくれが目立っている状況にあります。その中で、現在、大阪府下で実施をしている市町村につきましては、吹田、茨木、羽曳野の3市でございます。本年度予定としておりますのは、本町を含めまして、豊能町、柏原市が予定をしているということで、その予定団体がすると、大阪府下で6団体になります。ただ、これにつきましては、先ほども申しましたように、保険証のカード化を行いますには、保険証発行システムの改造が必要となってまいります。それを、今使っている部分を改造しますと、またコストがかかってくるということもございまして、各市町村、それらも考

え合わせて、カード化になっていくのではないかなというふうに考えております。

谷本委員 今それだけカード化にする一番大きなメリットはどこにあるんですか。

川端委員長 答弁をお願いします。

古橋住民部保険年金課長 やはり一番大きいのは、個人1人1枚になることによって、同じ時刻、それと同じ日に別々の病院にかかりやすいということと、それは、やはり旅行先等を持って出れるということで、旅行先で急な病気になったときとか、そういうときについても、本来そういう場合は10割を負担して、後で還付請求という形になるんですが、そういう事態がなくなって、窓口で自己負担分だけをお支払いできるということ、一番大きなメリットについては、個々それぞれで使用できるということではないかというふうに考えています。

川端委員長 ほかの委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

和田副委員長 健康保険料の件で、滞納というんですか、滞納の場合はどういうふうに、今、取り扱いをしているのかということ。滞納の分はどういうふうに行っているのかだけ、ちょっと聞かせてください。保険料を払われない場合、どんな方法で行っているのか、ちょっと聞かせてください。

川端委員長 そしたら、一般的な滞納ということで。

古橋住民部保険年金課長 今のご質問ですけれども、いわゆる保険料の未納者へのどのような対策をとっているかということによろしいでしょうか。

和田副委員長 はい。

古橋住民部保険年金課長 未納者の対策といたしまして、今現在、限られた人員の中で、督促状の発付や電話による納付催告、あるいは納付書の発送時にあわせて口座振替制度の周知を図り、比較的徴収率のいい口座振替制度を積極的にPRをいたしております。また、保険証の更新時におきまして、滞納のある世帯につきましては、保険証を郵送せずに、通知により窓口で交付をする、いわゆる保険証のとめ置き措置を行うこととしまして、交付を受けるために来庁された方に、納付相談や納付指導あるいは分納誓約を行っております。また、有効期間を短縮した短期証を交付することによりまして、納付相談または納付指導の機会を確保しながら、未納者への対策を講じておるところでございます。

以上でございます。

川端委員長 ほかの委員の皆さん、これで質疑は終了してよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 では、質疑は終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第62号「平成19年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。よって、議案第62号は、本委員会において可決されました。

議案第63号「平成19年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1次)の件」を議題とします。

本件について、担当課から説明をお願いいたします。

岸本福祉部高齢福祉課長 それでは、平成19年度介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1次)の件について、ご説明いたします。

まず、歳入でございますが、支払基金交付金、過年度分として167万1,000円の増額補正でございます。内容につきましては、前年度介護給付費等の確定に伴う支払基金からの精算金でございます。

続きまして、繰越金として5,214万2,000円の増額補正でございます。この繰越金については、前年度の給付費等の確定に伴う繰越金で、後ほど歳出に出てきます、国・府・支払基金の精算金と準備基金積立金に充当するものでございます。

続きまして、7ページの方をご参照ください。

歳出の基金積立金、介護給付費準備基金積立金として、4,125万3,000円の増額補正でございます。内容につきましては、前年度の介護給付費等の確定に伴い、余剰のあった保険料負担分を基金に積み立て、平成18年から20年度の3年を1期とする保険料に、後年度の負担の緩和を図るために積み立てるものです。

続きまして、諸支出金、国庫負担金等償還金として、1,256万円の増額補正でございます。内容につきましては、前年度の介護給付費等の確定に伴い、国・府・支払基金に対する精算返還金でございます。

以上、平成19年度介護保険特別会計補正予算(第1次)の件について、概要をご説明させていただきました。

川端委員長 ありがとうございます。

本件についての質疑、意見はございませんか。

中原委員 歳出の介護給付費準備基金積立金についてですけれども、今後、今年度から3年間でトータルして支払いをしていくということで、剰余金については積み立てをしていくというご説明だったと思うんですけれども、その計画についてはどうでしょうか。予定どおりというか、お聞きした中では、1年目は剰余金が出ると、2年目、とんとんだと、3年目に赤字が出るというようなケースが多いというようなお話でしたけれども、町の方で予測しておられる金額と大体剰余金についてはこんなもんやという予測と合致しているのでしょうか。

川端委員長 答弁をお願いします。

岸本福祉部高齢福祉課長 この基金についてですけれども、今、委員言われるとおり、介護保険料は3カ年を1期として保険料を設定しております。その計画値の中で、初年度、平成18年度ですけれども、平成18年度は計画値よりも数値が低かったために剰余金ということで、今回の金額が出てきております。今のままの推移をしますと、3カ年で、トータル的には約8%ぐらい、計画よりも下がるのではないかという見込みをしております。その8%減について、当然、基金の方に積む形になるんですけれども、それが今度の第4期、平成21年から、22、23の第4期の介護保険計画の中に、この剰余金を繰り入れしまして、保険料の軽減を図るということでございます。

以上です。

中原委員 計画より低かったということで、今のご答弁でいきますと、たくさん剰余金が出るのかなという説明になるのでしょうかね。今答弁されたとおり、第4期の繰り入れをしてという方向性を示されましたけれども、少しでも介護保険料の値下げですとか、あと、値上げをもしお考えでしたら、緩和に努められるようにしていただきたいと要望しておきます。

以上です。

川端委員長 私もこのところに関連してなんですけれどもね、結局言うたら、今回、18年、19年、20年の3カ年の一応介護保険料も設定されて、18年度については、そんなに給付費が、思ったよりか要らなかったから、こだけ残ってきてということですよ。だから、それは言うたら、19年、あと20年まで、皆さんが健康に気をつけてというんか、できるだけ自立してやっていったときにはお金も残って、次の21年から23年の計画を立てるときに、もしかしたら、皆さん自立して、できるだけ給付費を抑えたら、そこに還元して、

今より保険料が下がりますよというふうにとらえたらいいんですね。

岸本福祉部高齢福祉課長 今言われているとおり、そのとおりでございます。

川端委員長 そしたら、そういうふうには、やっぱりその辺のところをできるだけ周知してやっていかなければいけないと思うんです。ともすれば、その人その人によっては、保険料を払っているから使わな損やと思う人もあれば、やっぱりその辺のよくわかって、なるべく自立してしたら、みんなの分担する保険料も少なくて済むんやといういろんな考え方が、対象者の中にはいらっしゃるように思います。だから、その辺で、やっぱり皆さん自立してやっていただいたら、保険料も少なくて済むんですよというところの周知というのが、本当に一番大事かなというのを私は現場に入って思うんですけども。その辺、ずっと努力はされているのはわかるんですけども、さらなる努力というのは、どういうところに努力していこうと思うかというところをちょっとお尋ねします。

岸本福祉部高齢福祉課長 今言われているとおり、まず、給付を下げるというのは、健康になる、元気になって、そういった状況になれば使わないというのが、まず第1点目やと思うんです。平成18年度で法改正されまして、介護予防という国の施策ですけども、介護予防の方に重点を置きました。それも岬町内で、平成18年度も、介護予防事業を展開してまいりました。展開している中の説明の中でも、給付、保険料のことについてもご説明いたしております。また、広報等についても説明もしております。また、今年度については、より一層、そういう形で周知していきたいと思っております。

川端委員長 さらなる努力を要望しておきます。

ほかの委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第63号「平成19年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。よって、議案第63号は、本委員会において可決されました。

議案第70号「郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する件」のうち、本委員会に付託されました案件について、議題といたします。

本件については本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 では、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 質疑、意見はないようですので、本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第70号「郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する件」のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。よって、議案第70号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第71号「岬町障害者施策推進協議会条例を制定する件」を議題といたします。

本件については本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 それでは、質疑、意見をお願いします。

中原委員 本会議での説明で、障害者基本法の中で、協議会を置くことができるということになったというふうに聞いたと思うんですけども、これはいつから置くことができるようになったのかということが1点と、それから、この条例案の中の第3条ですけども、公募した住民という項目がありますけれども、その公募の仕方ですとか選定について、少しご説明いただきたいと思います。

川端委員長 中原委員、2点についてですね。答弁をお願いします。

古谷福祉部地域福祉課長 まず1点目、障害者基本法で、いつから置くことができるという規定に

なったかということでございますけども、今手元に資料ないんですけども、近隣で堺市さんが、昭和49年に、この障害者基本法の規定に基づいて条例制定をされていますので、その時点では、もう既に障害者基本法にそういう規定があったんだろうなというふうに考えております。

2点目、公募の仕方でございますけども、これにつきましては、岬日より、それから、岬町のホームページ等で周知をいたしまして、障害者施策に関する簡単なレポート等を提出していただいた上で、選考していこうということを考えております。

以上です。

中原委員 1点目の堺市の例を今挙げられましたけれども、昭和49年といいますと、結構前になるんですけども、なぜ今の段階で、こういったものを、協議会を設置しようとするのかということについて、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

川端委員長 答弁をお願いします。

芦田福祉部長 本議会の私の説明で、ちょっと皆さん方に誤解を与えるような表現がありまして、今回、障害者基本法がこの条項を新たにつけ加えたというようなニュアンスで、私は本議会で説明しましたけども、この条項自身は、堺市も49年から既に設置をしたということであったわけです。この協議会の設置につきましては、国の方が障害者の施策で、支援費制度をつくりまして、それから数年もたたないうちに自立支援法という新しい制度で、これは1割負担を含むそういう制度なんですけども、一応、3障害の方が等しくそういうサービスを受けられるようになるということについて、障害者のこれからの施策について、こういう協議会を設けて意見反映をする、行政の場に意見反映をする、そういうことをもっとやりなさいという国からの指導もありました。

岬町の場合は、昨年、障害者基本計画を平成19年3月に策定したんですけども、その中でも、仮称ではありますけれども、これと同じ名称の障害者施策推進協議会というものを持ち上げて、計画の進行管理を行っていくと。しかも、今までは、例えば障害者の計画をつくるたびに策定委員会とかいうものを立ち上げてやってきたわけなんですけども、こういう協議会を恒常的に設置することによって、計画の進行管理を行い、そのたびごとに、もし計画の修正なり変更なりがあった場合は、この協議会を使ってやれるという、そういうメリットがあることから、恒常的な設置ということにしたものです。

以上です。

中原委員 そしたら確認ですけども、いつからということで、これは障害者基本法、昭和45年

ということですが、この当時から置くことができるというのは入っておったということによろしいのでしょうか。

川端委員長 答弁をお願いします。

芦田福祉部長 いつからこの条項はついたかというのは、手元に資料がありませんのでわかりませんが、この条項自身は、もともとからあったというふうに言えると思います。

中原委員 先ほどの芦田部長の答弁の中で、これまででしたら、いろんな新しい施策をしていく段階で、一々策定委員会を毎回立ち上げてということだったのが、こういった協議会を置くことで、その中で新しい施策についても、いろんな意見を聞かせていただけるということ、そういう点では、長い目を見たときに、コストの削減にもつながっていくのかなという印象を今聞いていて思ったところでありまして、この委員会の運営、先ほど、公募の仕方や選定についてご説明いただきましたけれども、やはり計画の進行ですとか、管理についても触れられておりましたけれども、こういうものをチェックしていくという中においては、障害者自身の当事者の利益が守られて、かつ障害者施策全体が発展していくような展開がなされるように、運営に十分慎重を期していただきたいということを要望として申し上げたいと思います。

川端委員長 要望でいいんですね。

ほかの委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第71号「岬町障害者施策推進協議会条例を制定する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。よって、議案第71号は、本委員会において可決されました。

議案第75号「社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件については本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

ます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 それでは、質疑、意見ををお願いします。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第75号「社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。よって、議案第75号は、本委員会において可決されました。

議案第79号「平成18年度岬町一般会計決算認定の件」のうち、本委員会に付託されました案件を議題といたします。

本件については本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいですか。また、歳入歳出をそれぞれ分けて審議したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 異議がないようですので、それでは、歳入から審査に入ります。

別紙委員会資料の16ページから22ページをごらんください。

歳入について、質疑、意見はございませんか。

出口委員 一般会計の歳入の部分で、町民税と固定資産税、軽自動車税、この3点をお聞きしたいんですけど。本会議でも説明あったと思うんですけども滞納繰越分で町民税の部分に関しまして、収入未済額が610万4,637円ございますね。それと、固定資産税の方も1億1,823万6,391円と。軽自動車税が300万2,593円の未収額がございますんですけども、この辺、どういうふうな回収に努力されているのか。また同時に、18年度の決算の前年度の平成17年度の未収額も繰越額に充当されると思いますんで、その辺をちょっと詳細を教えてくださいたいと思います。

川端委員長 答弁の方、をお願いします。

入口住民部副理事兼税務課長 滞納状況につきましては、18年度につきましては、徴収率につきましては92.25%、前年度比につきましては0.47%上昇しております。しかしながら、今、先生言われました、住民税、軽自等については、さほど変わらない状況であります。今後の徴収につきましては、より一層、徴収の強化を図りまして、電話対応、戸別訪問などをして、生活状況などを見きわめまして、積極的に滞納整理を進めていきたいと考えております。

以上です。

出口委員 実は、私、いろいろ住民の方々から、ほとんど住民の方の3分の1が年金生活の方々が多いですね。そういう中で、きちっと税金を支払いされている方、また、もしくは610万の中で、十分な余力があるのに、まだ未収で終わっている方もございますんで、その辺の兼ね合いを非常によく理解していただいて、もっともっと回収に努力してほしいと思います。

それと、もう1点、今の軽自動車の件ですけどね、これ、私、3年前にも一度質問をさせていただきましたんやけども。300万2,593円の未収金がございますわね。大体軽自動車は、税金は、たしか年間4,000円というふうに私は理解しているんですけども。そういう中でいきますと、大体750台の未納があるということなんですが、そのうち平成18年度で大体380台、その繰り越しの部分で、平成17年で大体370台ぐらいの未納者という形の中で、大体2年に一度、定期検査があつて、納税証明が発行されないと検査を受けられないという法令になったと思うんですけども。そういう中で373台、これは平成17年度、149万4,193円の未収があるんですけども。この辺、実際に車両自体が現存しているんかどうか、その辺の把握ができているんかどうか。その中で本当に車両がなくて、ただナンバーが実在するだけであつて、実際機能してないんじゃないかなということも考えられますので、その辺をどういうふうな今後取り組みされるんか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

川端委員長 答弁をお願いします。

入口住民部副理事兼税務課長 今、出口先生が言われた、当然、車がないという状況なんです、その状況については、こちらの方ではつかめてない状況です。そういう方については、今後、岬の広報紙等に、もちろん原動付自転車も含めて軽自なんです、その点を岬だより等に啓発をしていきたいなと考えております。

出口委員 実際実在する部分の車両、実際機能してない部分の車両がつかめてないという中で、決

算書の中で、こういうふうな架空の数字になっておりますわな、今の未収額でも、これ、いつまでほっても解決する問題でもないし、これ、私、3年前にも話させてもうたんですよ。その中で、やはりきちっと整理していかないと、二重帳簿みたいになってきますわな、逆に言うたら。いつまでも回収できない税金を回収可能な金額になるという形で計上してあったら、どうかなと思いますんで、その場合は不納欠損額で落とすようにやっついていかないと、一般の会社では、そういうような経理状況ではないんですよ。その辺もよく含めて、検討願いたいというふうに私は思います。

以上です。

川端委員長 ほかに、委員の皆さん、歳入について。

竹内委員 済みません。2点あるんですけども。17ページの一番上、学童保育の負担金の部分で、お金もらってないというのが8万円と2万4,000円がある。これは何人ぐらいかというのと、それと、私、毎年聞くんですけども、住基ネット、カードふえたかどうかという、その2点。

川端委員長 答弁お願いします。

大山福祉部子育て支援課長 学童保育の滞納につきましては、3名、16カ月、8万600円となっております。滞納を少しでも減らすために、本年10月から、来月からです、町内金融機関での口座振替を実施していく予定です。

谷下住民部住民生活課長 住基カードの件でございますが、平成18年度におきましては34件ございますが、平成17年では23件、平成16年では17件ということで、年間を通じ、若干ですが、増ということでございます。

以上でございます。

川端委員長 ほかに、委員の皆さん。

辻下(文)委員 ちょっと教えてください。16ページの児童福祉法第56条による負担金ですが、ちょっと内容を教えてください。

大山福祉部子育て支援課長 児童福祉法第56条による負担金というのは、保育所保育料によるもので、滞納が377万2,690円となっております。

川端委員長 ほかに、委員の皆さん。

中原委員 何点が質問したいと思います。

16ページの一番下に、障害児デイサービス事業利用者負担金というところがありますけれども、55万6,854円という調定額になっておりますけれども、これは予算と比

べて決算額が多くなっているんですけども、その理由をお示しいただきたいと思います。何か単純な人数が変わったとか、そのあたりなのかなと思ったりして見たんですけども、その理由をお示してください。

それから、17ページの淡輪老人福祉センターの使用料ですけども、少しこれも17年度の決算なんかと見比べた場合に、使用料が少なくなっているようですので、そのあたりの理由があればお示しいただきたいと思います。

3点目に、18ページ、国庫補助金の民生費国庫補助金、社会福祉費補助金の在宅心身障害児(者)福祉対策費補助金というのが、17年度の決算と比べて、かなり額が少なくなっているんですけども、この理由についてお示しいただきたいと思います。

それから、同じページの府支出金、府負担金、民生費府負担金の社会福祉費負担金の中の障害者自立支援給付費負担金についても、予算と比べても額が減っているんですけども、この理由についてもお示しいただきたいなと思います。

それから、19ページの中で、以前、府支出金、府補助金、民生費府補助金の節2老人福祉費補助金の中に、街かどデイハウスの項目があったんですけども、今回は見受けられませんので、どうなったのかということをお示しいただきたいと思います。

以上です。

川端委員長 中原委員、5点でよろしいですか。順番に答弁をお願いします。

大山福祉部子育て支援課長 障害児デイサービス事業利用者負担金の件ですけども、これは、こぐま園利用者の負担金によりまして、平成17年度から18年度に比べまして人数がふえた点と、所得により異なる点で増額されております。

以上です。

岸本福祉部高齢福祉課長 淡輪老人福祉センター使用料の件について、昨年より少ないのではないかとということで、昨年は決算84万3,150円に対し、平成18年度決算46万2,000円でございます。これにつきましては、4月から9月の半年分の使用料でございます。10月以降は、指定管理になったために町に歳入ございません。

以上です。

古谷福祉部地域福祉課長 3点目と4点目の17年度との比較ということでの観点からのご質問なんですけども、ご質問の件も含めて、全般的なことをまず申し上げますと、18年度からは障害者自立支援法が施行されまして、今までの支援費制度との制度自体が変わっておりますし、また、各補助金なりの対象となる事業も入れかわっておりますという、まず大き

な話があります。

それと、18年度4月から、年間通じて自立支援法が施行されておれば、17年度の比較というのも割と簡単やったんですけども、実は、10月から全面施行ということになりましたので、これを17年度決算と一概に比べて、多い少ないと比較されますと、なかなか比較にならないのかなという、まず点がございます。例えば、ご指摘ありました在宅心身障害児(者)福祉対策補助金云々は、これは旧制度の分の児童のデイと短期入所、それから、知的のグループホームに係るものですが、これなどは3月分のみを対象に、支援費制度のときの補助金でございまして、その後は、また新しい自立支援法に制度が変わって、それぞれ国庫の補助金あるいは負担金に変わったものもございまして、それから、府の補助金、負担金に変わっていったという、18年度は、私も非常に一つ一つ説明するのが困難なような状況でなっております。

19年度からは、ある程度整理されて見やすくなっているんですけども。18年度、特に年度途中で制度が変わった面がございまして、私も全く初めて、こういう年度途中で制度が変わるのは初めての経験でしたんですけども。そういう関係で、補助金なり負担金の制度が、ジグソーパズルをはめ込むようなことになってしまっておりますので、その点、そういう基本的なご理解をいただきたいというふうに考えております。

岸本福祉部高齢福祉課長 府補助金の街かどデイハウスの件で、昨年があって、ことしがないということなんですけども、これについては、平成17年度末で、事業者の方より廃止届けが出ておりまして、平成18年から、街かどデイハウス事業については実施しておりません。そのため歳入もございません。

以上です。

中原委員 1点目について、確認なんですけれども、これは、こぐま園のデイサービスの利用者にかかわる利用者の自己負担だということなんですけれども、人数がふえたということと、所得によって金額がふえたんだという説明でしたけれども。私は、この増額を見まして、単なる人数がふえたとか、そういうことだったら問題ないというふうに思ったんですけども。先ほどお聞きしたといいますのは、自立支援法の影響でこうなっているのではないかなというふうに考えたからでありまして、そのあたりの影響はいかがかということに、もう少しご説明いただきたいと思います。

それから、3点目と4点目について、担当課も非常にご苦労されて、支援費制度から自立支援法への移行については、いろいろと努力されているところというふうに感じておる

わけですけれども、今の答弁では、年度途中の全面施行ということで、比較しづらいということでありましたけれども、それではちょっと私の疑問が解消されないんですが、1つお聞きしておきたいのは、旧来までの障害者福祉の制度、それを利用していたとき、そのときに国や府からおりてくる補助金とか負担金があると思うんですけれども、そういったものとか、あとは障害者福祉に係る町負担、そういったものが、障害者自立支援法の導入に伴って、増減がどうなったのかというところをお聞かせいただきたいなと思っているんですけれども、お答えをよろしく願いいたします。

以上です。

川端委員長 答弁をお願いします。

大山福祉部子育て支援課長 先ほどの障害児デイサービス利用者の負担金が増額した件でございますけれども、先ほど申しましたように、こぐま園の利用者の人数がふえたことと、済みません、ちょっと忘れたんですけれども、平成18年10月から実施されております障害者自立支援法によりまして、措置から契約になりまして、保護者の所得に応じて増額されたということが影響されております。

以上です。

古谷福祉部地域福祉課長 国・府の補助なり負担の増減ということなんですけれども、基本的に、今までは支援費制度でございましたので、基本的なことを申し上げますと、今までは補助金というのが主であったと。これは、国2分の1、大阪府4分の1、町負担4分の1という形でございます。

障害者自立支援法では、これが負担が法定されておりますので、補助金というそういう国の裁量的なもんやなしに、負担金ということで、必ず国が負担する、あるいは大阪府、都道府県が負担するというところでございます。

障害者サービスの自己負担を除きますと、負担割合は、同じく国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1という負担割合でございます。

中原委員 今、古谷課長がお答えされた中身ですけれども、補助金が負担金に変わったと、たしかに項目というか負担金ですとか補助金ですとかそういう支払いを負うことになる名称についても大きく変わっておりまして見させてもらっておってもこの負担金が前の、従来までのどれにあたるのかというのが、さっぱり分らんかっこうで見させていただいておったわけですが、自己負担を除くと、国が2分の1府が4分の1と、町が4分の1いうご説明ですけれども、私が問題としておりますのは、自己負担のところでありまして、そのあたり

について、もう少しお聞きしたいと思います。

先ほどのこぐま園の話でも、人数がふえたという側面もありながら、同時に自立支援法の影響を受けておると。結論的に言いますと、利用者の自己負担がふえたということだと考えておりますけれども。これは、こぐま園に限らず、自立支援法のもとに置かれた方々は、これまで無料または廉価で利用できていた障害者福祉のサービスが、1割負担が原則になったということで、自己負担もふえているんじゃないかなというふうに感じているんですけれども、そのあたりについての影響なんか、お聞かせいただきたいと思います。

川端委員長 答弁をお願いします。

古谷福祉部地域福祉課長 委員ご指摘のとおり、18年度決算、まずご質問の趣旨からちょっと離れますが、非常にわかりづらいというご指摘がございましたですけれども、私も非常にわかりづらいと思いますし、説明も非常にしづらいと思います。といいますのは、重ねて申し上げますと、年度途中から、補助金が交付金になった部分もございますし、また、地域生活支援事業と障害福祉サービスの内容が変更された部分がございますして、その点で非常にわかりづらい決算、歳入も含めて、歳出も含めて、非常にわかりづらい状況になっておるといのは事実でございます。

ご質問の件でございますけれども、利用者負担につきましては、原則1割負担、上限ありということで、この制度はスタートいたしました。1割負担ということなんですけれども、実際、国の方の資料とか見ますと、約5%程度の負担やということでございます。

それと、さまざまご批判あった中で、昨年12月でしたか、国の方がこの利用者負担を軽減するという補正予算を成立させたというか、しまして、それをまた、市町村が、例えば社会福祉法人なり事業者の方に補助金を出すとかというような形をとりながら、利用者負担の軽減を図ったということでございました。これもまた、年明けから、市町村の方ではさまざまな事務事業が集中いたしまして、これもまた、我々としては大変しんどかったと。うちの職員も非常に家へ帰れないような状況もありましたんですけれども、そういうことも含めて、利用者の負担の軽減をさらに図ってきたと。これも、まだ年度途中で、また制度が変わったようなもんあったんですけれども、それが18年4月にさかのぼって適用されてやってまいりました。

そういう中では、利用者さんはどうかということなんですけれども、大きく見ますと、障害福祉サービスを利用されているサービス料等も、大差は今までの旧年度の制度に比べて、大きな変化はないなというのは、そういう印象を持っております。

また、当初いろいろご心配された向き、また、事業者の方からも利用者負担のあり方等についてもさまざまなご意見なりご感想なりいただいて、意見交換をしてきた経緯もございますけども。大きな生活ができないとかいうようなことまで、私の耳に入ってきておられないのが実情ですんで、さらにその点については研究が必要かなという面もございますけども、自立支援法の施行によって、取り上げて、障害者の生活が大きく阻害されるというような事例には当たっていないというのが実情でございます。

川端委員長 では、他の委員の皆さん、歳入のところまで。

出口委員 済みません。16ページ、私聞き漏らしたんで申しわけない。16ページの5番目で、特別土地保有税、これが調定額が390万9,200円という形で、収入未済額で、また390万9,200円残っておるんですけども、これも実際に、平成18年度に繰越残で残ったものか、先ほど、私も内容、特別土地保有税の趣旨がわからないんで、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

川端委員長 答弁をお願いします。

白井住民部長 特別土地保有税につきましては、現在、岬町におきまして、5,000平米を超える面積を所有している方について、その土地が利用されていない場合に課税される税でございます。これにつきましては、以前の法改正により、当分の間、保有税につきましては、土地対策の一環として課税しないという制度でございますけども。この資料に上がっております特別保有税につきましては、課税しない以前に、岬町において5,000平米の土地をお持ちの方の特別土地保有税でありまして、保有されている方については、経済状況、会社の経営がうまくいかないということになりまして、税金が払えないという状況で、現在、滞納という形になっておりまして、現在、保有税の徴収に向けまして、会社並びに弁護士等につきましては、鋭意協議しているところでございます。

以上でございます。

出口委員 今の質問ですけども、そしたら、これは先ほど、私もお聞きしたんですけど、いつからこういうふうな状況で、今まで、回収の努力をどういうふうにされたんか。もしくは分割を町の行政の方から、そういうふうな話を持って上がったんか、その辺もお聞きしたいと思います。

川端委員長 答弁をお願いします。

入口住民部副理事兼税務課長 今、資料が手元にありません。後ほど、済みませんが、よろしくお願ひします。

出口委員 そしたら、また後で結構でございますので、また私の方へいただけたらと思います。

入口住民部副理事兼税務課長 わかりました。済みません。

川端委員長 そしたら、後で資料をもらうということでよろしいですか。

あと、ほかに歳入のところで、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 それでは、歳入についての質疑を終了いたします。

お諮りいたします。暫時休憩することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 異議なしと認めます。暫時休憩いたします。再開は25分です。

(午前11時15分 休憩)

(午前11時25分 再開)

川端委員長 休憩前に引き続きまして会議を再開します。

歳出に入りたいと思います。

中原委員 恐れ入りますが、歳入のところで聞きたい点があったんですけども一応閉じられまし

たけれども、委員さんがよろしければ1点だけお聞きしたい点があるんですが。

川端委員長 歳入の質疑は終わったんですけども。

中原委員 終わったんですけど、聞けなかったところがあるんですが。

川端委員長 そしたら、中原委員、どうぞ。

中原委員 恐れ入ります。ありがとうございます。

22ページの諸収入の5貸付金元利収入、1貸付金元利収入のところで、同和更生資金償還金という項目について、同和更生資金というものがどういうものであるのかという全体像をご説明いただきたいと思います。ちょっと過去のことではわからないので、よろしくをお願いします。

川端委員長 答弁をお願いします。

古谷福祉部地域福祉課長 この制度は、現在、貸し付けは行っておりませんが、かねて同和对策の一環として、生活資金なりに充てるという更生資金の貸し付けを行ってあったところでございます。当然、償還をいただくわけなんですけども、未償還の部分が、18年度の調定額で1,167万1,786円あった。18年度の償還を受けた収入済額が7万円であったと、そういうことが概要でございます。

中原委員 この事業自体はいつから開始されているものなのか。また、どういった方が対象となるのかお示しいただきたいのと、それから、収入未済額について、今後どのように対応していかれるおつもりか、お聞かせください。

川端委員長 答弁をお願いします。

芦田福祉部長 手元に詳しい資料がありませんけれども、私が覚えている範囲でお答えしたいと思います。

この同和更生資金、たしか昭和40年から50年にかけて、同和地区内に居住する方、同和地区内であるがゆえの差別を受けておられる方に対して、非常に生活が困窮しているということで、この更生資金の貸付金制度が始まったというふうに聞いております。

大阪府が3分の2を支出して、町が3分の1を支出して、資金を出し合って、それを貸し付けをするということで、たしか、昭和40年代、50年代は別会計でやっていたと思いますけれども、制度が終わったということで、一般会計の方に合体をしたということで、この貸付元利収入という形で、一般会計で、まだ償還金が未納のところでは、この数字は残っているということでもあります。

もう既に制度としては終了しておりますし、実はこの償還金の法的な期間だと、5年というのも、もう既に過ぎ去っております。現在、これ数年前からこの償還金の徴収については委託をして、地元に入っていただいて収入を上げようということやってきたところでもありますけれども、法的な根拠としては、5年を過ぎているから、対象者に対しては余り強く言うことができないということで、お願いという形で、この間ずっとやってきたということでもあります。

これは岬町だけではなくて、大阪府下でも同和更生資金の問題というのが残っております。大阪府の方も資金を投入しているということで、最終的には大阪府下全域でそろって、不納欠損なりで、もうどうしようもなくなった場合には、全市町村で、大阪府そろって行動するというふうにしないと、岬町だけ、とれないという形で不納欠損という形にはならないというふうに考えております。

以上です。

中原委員 これまでの償還について、数年前から委託してやってきたということでしたけれども、数年前という年度をきちんとお聞かせいただいております。委託先と委託金額をお示しください。

川端委員長 答弁はどうですか。

芦田福祉部長 委託料につきましては、人権室の方で委託料を担当しておりますので、そちらの方
でない、ちょっといつから始めたのかというのはわかりません。

川端委員長 中原委員、ここではできませんので、後で書類をもらうということによろしいですか。

中原委員 この事業について、どういった事業であるのか、簡単に説明いただきましたけれども、
芦田部長も、ご自分の記憶の範囲だというご答弁でしたので、何か資料がありましたら、
さかのぼって、この事業全体についてつかめるような資料をすべて私にいただきたいと思
います。

それから、先ほどの償還金の集金の委託についてですけれども、人権室で担当している
ので、今わからないということでしたけれども、この委員会が終わるまでにお調べいた
だきまして、委員会の中で数値を示していただきたいと思いますが、それは可能でしょうか。

川端委員長 中原委員、人権でしたら厚生委員会の所管にならないので、それをテーブルに乗せる
というのは、ちょっと運営上、まずいと思うんですけども。ですから、中原委員が後で説
明を聞いていただいた方がいいかと思います。

中原委員、総務のメンバーですね。そしたら、総務の中の決算書を見ながら、あした質
問していただいたらいいかと思えますけど。

それでは、歳出に入りたいと思います。

まず、当委員会の所管にかかわる事項についての審査をいたします。

まず、総務費に入ります。

決算書46ページが目交通安全対策事業費、49ページから51ページの項徴税费及び
52ページ及び53ページの戸籍住民基本台帳費をごらんください。

質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 では、総務費の質疑を終わります。

続いて、民生費に入ります。

決算書の58ページから75ページをごらんください。ただし、社会福祉総務費のうち、
危機管理課に係るもの及び文化センター費は他の委員会の所管ですので除きます。

質疑、意見はございませんか。

辻下(文)委員 決算書59ページのボランティア活動拠点づくり支援事業委託料、これちょっと
教えて。委託先と、どこまで進んだかというやつ1点。

2点目が、64ページの小地域ネットワーク活動事業補助金、これのまた内容を教えて

ほしいんやけど。

川端委員長 2点について、答弁をお願いします。

古谷福祉部地域福祉課長 59ページの委託料のボランティア活動拠点づくり支援事業委託料でございます。これは、町が社会福祉協議会に委託して行っている事業でございます。峯地蔵老人憩いの家の整備を行いまして、いわゆるたまり場というふうによく言われておりますけども、そういう場をつくっていくという事業でございます。

2年目につきましては、老人憩いの家の屋外の整地事業、それから、トイレ等のバリアフリー化を図った工事、それから、備品整備、そういう事業を行ってきたところです。

岸本福祉部高齢福祉課長 小地域ネットワーク事業ですけども、これは社会福祉協議会の方に委託をしております。事業内容といたしましては、小学校校区を単位として、要支援者一人一人を対象に、日常的な見守り、声かけ、簡易な個別支援活動を実施しております。事業の具体的な内容については、見守り事業、いきいきサロン、あと、見守り隊キッズということで、小学生を対象に、小学生が高齢者の方の見守りをするというのをやっております。なお、いきいきサロンについては、岬町全域で33カ所、延べで3,337名の参加をしております。

以上です。

辻下(文)委員 ということは、委託先というのはどこになるんですか。

岸本福祉部高齢福祉課長 委託先は社協。

辻下(文)委員 ありがとう。結構です。

川端委員長 他に、委員の皆さん。

谷本委員 同じく59ページの委託料でちょっと聞きたいんですが。不用額が433万何ぼ出ていますわな。これ、前の予算書を見たときに、障害福祉計画、17年度は240万使っているわけです。今回が94万5,000円ということで、140万何がしのマイナスになっているわけです。しかし、17年度は780万ほど、今年度は650万くらいですかね。前の予算でも十分いけるところ、今回、予算の方で1,000万超えているわけなんですかね。だから、不用額が430何万出てきているけど、どういうわけで予算がふえたんか、この辺の説明をお願いいたします。

川端委員長 答弁をお願いします。

古谷福祉部地域福祉課長 社会福祉総務費の委託料の不用額400万円から出ているということの中身のご説明を求められたんと思います。

まず1点、委員のご指摘にもありましたんですけども、まず、17年度事業で、障害者計画を策定するという予定になっておりました。これは17年度にやるということがあったんですけども、障害者自立支援法の成立が非常におくれたために、総選挙等もございまして、17年11月の終わりかけに法が成立するということになりまして、17年度事業はできなかったということで、決算書の70ページの方にあります51の社会福祉総務費、これは繰越事業の部分を書いているんですけども、そちらの方で障害者計画を策定したというのは、まずそういう背景がございました。

それと、18年度予算におきましては、委託料で、障害福祉計画、これは別もんなんですけども、それをつくるということでやっておりました。ところが、どちらも繰り越したこともありまして、18年度にやらざるを得なくなってしまったということなんですけども。障害者計画、うちは障害者基本計画と名づけましたけども、これと障害福祉計画、それぞれの法の根拠は違うんですけども、一体的に策定するというので、同じ業者の支援を受けて策定するということになりまして、一体的に策定したために委託料が大変余ったという、余らせたという面もあるんですけども、そういうことがございました。

それと、これも障害者自立支援法の施行の混乱の中であったんですけども、地域生活支援事業に係る移動支援とか日中一時支援については、これ、全国的に委託料でやるべきちがうという議論がございまして、当初予算なりでは委託料で組んで対応しようということやっておったんですけども、結局は、結論は、扶助費で対応すべきやというのが全国的な結論になりまして、これを扶助費で対応したため、結論は非常におくれたんですけども、そういうことも含めて、420万余りの委託料の不用額が出たと。あと、細かい点も含めて、433万円余りの不用額が出ております。

大変ややこしい説明で申しわけないんですけど、自立支援法の施行過程で、そういうやりくりをせざるを得なかったということでございます。

川端委員長 他の委員の皆さん、質疑、意見。

出口委員 3点お聞きしたいと思います。

60ページの中で、私は今までいろんなお名前聞きましたけど、わからない部分がありますんで。FANfanびっく運営負担金とのぞみの会活動補助金、そして、日常生活自立支援事業補助金、この3点、ちょっと詳細を説明願えませんか。

古谷福祉部地域福祉課長 FANfanびっく運営負担金につきましては、これは泉南JCさんが、障害者の自立を促進するといいますが、家から出てきていただいて、運動会みたいなこと

を毎年やっていただいたところでございます。昨年度で一応終了という連絡を受けておりますけども、その負担金として、泉南ＪＣの各自治体が１０万円ずつ、管内というか、泉南市、阪南市、岬町、それぞれ自治体がそれを応援するということで、FANfanぴっくという、体育館の中で運動会みたいな形なんですけど、その負担金を支出したということでございます。

のぞみの会活動補助金８万４，０００円でございますけども、これは障害児をお持ちの方のご家族が集まって、情報交換あるいは年に１回ですけどバス旅行とかやって、いろいろ情報交換をやって、積極的に活動していただいております。行政との橋渡し等にも大変ご協力をいただいておりますのでございまして、その会への補助金でございます。

出口委員 それは２市１町。

古谷福祉部地域福祉課長 いや、これは町単独の補助金。障害児（者）のぞみの会という町の団体に対する補助金でございます。

それから、３点目、日常生活自立支援事業補助金、これもややこしいネーミングなんですけども、これは国の方が、原資が国・府の補助金も来ていますので、そういうもとにあわせています。何をやっているかというたら、要は権利擁護事業であります。社協の方へ補助金を出しまして、障害者の方で、知的障害とか精神障害をお持ちの方は、自分の自己財産の管理とか、それから、日常生活の金銭管理が十分でないという方がおられます。そういう方を補助して、悪徳商法にかからないとか、そういうことも含めて、権利を擁護していく。行政の言葉で言うと、日常生活自立支援という漠とした言葉になっていますんやけども、そういう権利擁護事業というのが中身でございます。

出口委員 府と町の比率等は。

川端委員長 そしたら、後で出口委員の方に、資料をあげてほしいと思います。

皆さん、質疑、意見ございませんか。

中原委員 決算書の６０ページの節２０の扶助費ですけれども、支出済額が予算額と比べて少ないんですけれども。先ほどの歳入のところの説明にもご苦労された中身ともかかわるかもしれませんけれども、少なくなった理由についてお示しいただきたいというのが１点です。

それから、６３ページの目２の老人福祉費の中で、これは項目としてなくなっているんですけれども、平成１８年の予算の審議の際、高齢者の皆さんの中で、ひとり暮らしの方を原則としながら、給食サービスを行っておったと。それを廃止するということが話されましたけれども。そのとき、全くその段階では周知もしていなければ、当然合意にも至っ

ていないという答弁だったと思うんですけども、そのときに、これから周知していくというお答えをされていましたが、その後、どのような努力を払われたのかということについて、お示しいただきたいと思います。

川端委員長 済みません。中原委員、今言われる老人福祉費の中に、配食サービスのことを言われているかと思うんですけども、この中に入っていますでしょうか。

中原委員 廃止されたので入ってない。

川端委員長 ないですね。ちょっとそれはまた、ここの場所では質問としてそぐわないと思いますので、また違う場所をお願いします。この中でしてほしいんです。

中原委員 ここに書いてあるものについて。

でしたら、老人福祉費の節13の委託料の中で、紙おむつの給付委託料というのがありますけれども、予算審議のときに、実績が下がってきているということで予算を下げたんですけども、今回、ちょっとふえたという格好になっておりますので、この点について、予算のときは下がりぐあいだと。実績が下がってきているということをもとに、予算を切り縮めておたわけですけども、今回は実態の支給としては額がふえているんですけども、それについてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、66ページの目4老人医療助成費の節19ですけども、大阪府後期高齢者医療広域連合負担金というのは、予算時になかった項目かなと思いますけれども、これが新たにふえた項目ということで間違いはないか、確認したいと思います。

以上です。

川端委員長 答弁をお願いします。

古谷福祉部地域福祉課長 まず1点目、社会福祉総務費の扶助費の件でございますけども、これは、要は障害者福祉サービス費でございます。簡単に言えば、当初見込みより利用者が少なかったということでございます。障害者自立支援法、先ほどから説明させていただいているように、17年度も押し迫ってからの成立、それと、国・府、市区町村も、もう既に予算編成の段階に入っておたということ、大変漠っとですね、大きな予算をとって、その中で運用していこうという方針で、岬町もやってまいりました。

これだけ4,800万余りの不用額が出ておりますんですけども、通常、私どもは、最終専決の補正で減額するというようなことをして、このような余り不用額が目立たないようなことをするのがよくあるところなんですけども、18年度につきましては、この障害者自立支援施行の年に当たりまして、年度途中で、また全面施行ということがございまし

た。またさらに、先ほども申し上げましたように、年末に利用者の負担の軽減を図るための国の予算が成立して、年度当初からの遡求適用をするということで、これに急遽対応する必要が生じるなど、大変1年間通じまして、年度通じまして、制度が行ったり来たり、ちょっと混乱したということがございまして、最後まで正確なサービスの利用料が把握できなかつたところでございます。

ある程度、不用額を減額補正しようということも多少迷ったんですけども、それにしましても、最終3月まで、利用の支払いが5月の出納閉鎖まででございますので、それも余り正確な数字はつかめないというのが18年度の現状でございましたので、この不用額として、決算上、計上させていただいたというような事態になっております。

岸本福祉部高齢福祉課長 紙おむつの給付の委託料について、ご説明いたします。

決算額が58万50円ということで、18年は約20人で、20人の方の紙おむつということで支給しております。19年予算では下がってくるという計画でしたが、人員については余り下がるはおらないのが現状でございます。平成19年については、この辺の要綱改正いたしまして、単価を若干下げしております。

以上です。

古橋住民部保険年金課長 66ページ、老人医療助成費の中の大阪府後期高齢者医療広域連合負担金でございますが、当初予算には計上しておりませんでして、18年12月議会で議決をいただきまして、この経費を執行させていただいたものです。平成18年12月議会で、同じく規約及び協議に関する議決をいただき、その後、設立された広域連合に対して執行したものでございます。

以上でございます。

中原委員 60ページの扶助費について、今説明がありましたけれども、端的に言って、利用者が少なかったというお答えでしたけれども。先ほど、歳入のところでは、サービス料については大差はないという印象を受けておるといふうなことだったんですけども。その説明でいきますと、1人のサービスの利用料がふえたというのが導き出される結論かなといふうに感じるんですけども、ちょっとそこがよく理解できないんですが、もう少しご説明いただければなと思います。

それから、2点目の紙おむつの支給についてですけども、要綱について、今、少し触れられて、単価を下げているということだったんですけども、もう少し正確に把握をしたいと思っておりますので、詳細をお示しいただきたいと思っております。

以上、2点です。

川端委員長 答弁お願いします。

古谷福祉部地域福祉課長 障害福祉サービスについての説明なんですけども、ふえた、減ったというより、予算上、まず十分な試算期間がございませんでしたので、障害福祉サービスの支給決定について、大きな問題が生じないように、平たく言えば、少し多目の予算をとって執行してきたというのが実情でございます。

それと、その中で、18年、年明けて、また国の方から詳細な考え方なり示された中で、その辺を踏まえて、1年目の運用を図ってきたというところでございます。

障害福祉サービスにつきましては、基本的には、ご承知のとおり、障害程度区分の認定を市町村が行いまして、それを基本にすると。ただ、介護保険とは違いますので、程度区分だけでサービス決定がなされるものではございませんので、町の方が、障害者の方、またご家族の方へ赴きまして、いわゆる勘案事項、収入の状況でありますとか、日中活動の状況、また介護者の状況、居住の状況なりをお聞きすると。その上で、障害者の方のサービスの利用の意向を十分聞かせていただいた上で、支給決定してきているということでございます。

その辺、18年度、初めてというか、新しい制度に変わりました、当初は、正直申し上げて、多少混乱したところもあったというふうに思いますけども、その点、障害程度区分の認定にかかわらず、当方の方も、障害者の方の、いわゆる勘案事項、ご家族の状況等も十分踏まえて、支給決定をしてきたなというふうに自負はしております。

せっかくの機会ですんで、私の方からお願いなんですけども、そういうふうに十分なことをやってきたなあとというふうに考えておりますけども、ただ、知的障害者の方とか、精神障害者の方から意見を聞いて、サービスの意向を聴取するというのは、かなり時間がかかるのは実情です。特に障害者の方は、うちの調査員が赴きましても、1回、2回ではなかなか打ち解けて、その辺十分聞けないと。あるいはいろいろこだわりありまして、例えば何々できますかとお聞きすると、できるというお答えされる方がございます。施設の方とかご家族の方に聞きますと、できるときとできないときがある。あるいはできると言うてるけども、半分ぐらいしかできないというようなそういう状況がございます。

十分やってきたという自負はございますけども、場合によっては、その点、十分につかみ切れてない場合があるやもしれませんので、その点、各委員におかれましては、お願いという形になって恐縮なんですけども、もしそういう形で、サービス利用が十分でない、

あるいは一部ご不満を持たれているということであれば、私どもの窓口にもまたつなげていただいて、その点また勘案して、支給決定の見直しなりをしていきたいなというふうに考えております。

どうぞご理解をいただきたいと思います。

岸本福祉部高齢福祉課長 紙おむつの要綱の中で定めております金額の詳細について、平成18年度で5,000円から、平成19年度、3,200円に引き下げしております。

以上です。

川端委員長 皆さん、質疑、意見はございませんか。

中原委員 今、古谷課長の方から、担当としてのご苦労と、あと、努力がお話していただけたかなというふうに感じております。

1点、自立支援法にかかわっての要望が1つあるんですけども、自立支援医療、この制度について、少しご存じいただけてないことも多いなというふうに感じておまして、施設に入所されている方ですとか、あと、そういった障害者の施設を利用されている方におかれましては、大きく障害者福祉に関するサービスが変わったわけですので、一定のご理解もいただいているというところかと思えますけれども。

新たに障害者となったといいますか、新たに何らかの障害を持つようになったという方、例えば身体障害者手帳なんかを新たに持たれるようになったとか、そういう方について、自立支援医療について、少し周知が足りない部分があるんじゃないかなというふうに感じることもありまして、ある方で、こんな大変な状況なのに、何か福祉で公のサービスがないんだろうかという相談がありまして、いろいろ状況を聞いておりましたら、どうも自立支援の医療を申請すれば、それまで3割だったものが、1割の医療費で済みそうだとかいう例が何件かありまして、日常的にそういった施設を利用されている方なんかだと、ご家族も含めて、それなりに情報は入っているのかなと思うんですけども。個人差については、まだまだ周知が足りないかなというところを感じている部分もありますので、窓口で、例えば、そういう手帳の申請に来られたとか、そういう機会に利用できるサービスについては、丁寧に教えていっていただきたいなというふうに感じることもありまして、その点について、現在取り組まれていることとか、今後の方向について、お考えがあればお示しください。

それから、2点目の紙おむつについては、実際に利用しやすいように、今後とも見直しを進めていっていただきたいと、要望しておきたいと思います。

以上です。

古谷福祉部地域福祉課長 自立支援医療も含めまして、障害者のサービスの提供の周知徹底につきましては、力を入れておるところなんですけども、障害者と一口に申しまして、身体障害者の方もおありですし、知的障害の方もあるし、最近では精神障害ということで、手帳をお持ちになる方も徐々にふえていっているなということでございます。

窓口では、詳細な説明と資料の提供を心がけているところでございますが、ご指摘のとおり、お一人お一人の生活の状況も違いますし、もちろん障害の中身、程度、すべて違うわけですから、オーダーメイドのサービスと説明をしていかんと、それ時間かけてやっていかんとできない面はどうしてもあるかなというふうに思っています。ご指摘の点踏まえまして、今後も力を入れていきたいなというふうに考えております。

先ほど、出口委員のご質問で、権利擁護事業に関する日常生活自立支援事業に係る国・府の補助金の割合でございましたけども、国・府の補助金が3分の2でございます。3分の1負担、町ということで、社会福祉協議会の方に補助金を出しておるという内容でございます。

川端委員長 皆さん、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 なかったら、済みません。私、3点。

59ページの手話奉仕員の派遣なんですけども、謝礼と、それからまた、委託に分けてあるのは、どうしてこんなふうに分けてあるのかということが1点と、それから、あと、60ページの負担金のところで、障害者相談事業等負担金141万2,187円、これは、たしか去年、補正で、阪南市の社協の方に委託しているというふうにお聞きしたのかなと思うんですけども。これはどんなふうに使われているのか、また、実績等あれば教えてほしいということ、また、あと、先ほど出口委員からも、この負担割合のことで、日常生活自立支援事業補助金のことを言われていましたけども、これ、社協の方に、権利擁護ということもさっき言われていましたけど、この権利擁護について、皆さん、余り知られてない。こういうことが、権利擁護という事業というたらええんか、そういうことをしてくれるということは、なかなか知らない人が多いように思うんですけども、その点の周知について、どうなっているのかという、3点についてお願いします。

古谷福祉部地域福祉課長 まず、手話の件でございますけども、報償費と、それから委託料に分かれておるということでございます。中身を申し上げますと、講師の謝礼、要は報償費で支

出しておりますのは、町内のボランティアの方、登録していただいて、手話通訳をしていただくという場合は、これは謝礼という形で支出しております。

それから、委託料の方なんですけども、これは大阪府のろうあ会館というところがございまして、ここは団体でございますんで、委託料ということにしております。

もう少し実態的なことを申し上げますと、町内の方をお願いする場合は、比較的、町内とか近隣の日常的なそういう手話の奉仕員をお願いする場合があります。

ろうあ会館の方は、これはまた、かなり専門的なスキル技術をお持ちなんで、例えば、病院とかで子細詳細な通訳を必要とする場合、あるいは大きな病院、和歌山市内、大阪市内とか、そういう離れたところに行かざるを得ないような場合では、ろうあ会館のかなりスキルの高い方をお願いすると。その際は委託料で支出しておると。そういうのが実情でございます。

それから、2点目、相談事業の実績ということでございます。委員長ご指摘のとおり、昨年、補正予算を10月からの自立支援の方の全面施行に関しまして、この相談事業、市町村の必須事業というふうに法の中で位置づけられましたので、補正予算をお願いしてやってきたところです。

説明十分でなかったかと思えますけども、相談支援事業といいますのは、障害者の方あるいは家族の方の相談をお受けして、生活を総合的なサポートする事業でございますけども、それとあわせて、地域活動支援センター事業、これ、また名称ややこしくて申しわけないんですけども、そういう事業も同時に、この予算の中で支弁いたしました。

地域活動支援センター事業というのは、障害者等がセンターに通って、創作活動とか、それから、生産活動をやってみたり、あるいは憩いの場、楽しむことを通じた交流活動をする、ということに対する支援事業なんです。

相談支援事業と地域活動センター事業につきましては、ご指摘のとおり、阪南市立まつのき園さんをお願いしていると。町の方は、阪南市の方に負担金を出しておると。そういう中身になっております。

18年度半年間の実績なんですけども、相談事業は1件だけございましたというのが公式でございます。今年度になって判明したんですけども、まつのき園さんの方、この1件は何かというと、現地での相談件数ということなんで、実際行かれて、相談されたのは1件でした。実態聞いてみると、電話とか、それから、電子メールでの相談が大変多いということなんで、これを含めまして、今年度になりましてから報告を受けているのは、1

カ月に三、四件程度、毎月出てきているということでございます。もちろん、これは簡単な問い合わせ等を除いて、相談として成り立ったのが、毎月三、四件でございます。

それから、昨年度の地域活動支援センター事業の内容でございますけども、これは大変また利用者が多くて、半年間で86件ございました。中身は、全員、精神障害のある方のご利用です。要は精神障害のある方が、阪南市立まつのき園の方へ行行って、創作活動あるいは憩いの場になって、そこで交流活動をしていただいて、居場所ができたろうなというふうに考えております。

それから、3点目、日常生活自立支援事業、要は権利擁護事業と、かつて呼んでいたものでございますけど、この広報につきまして、ご指摘のとおりかなという面がございますんで、社会福祉協議会とも相談しまして、町の広報の方のページ数もスペースも限りがございますので、社協の方でも広報紙を発行しておりますので、その点、また十分打ち合わせをして、広めてまいりたいなというふうに考えます。

川端委員長 よろしく申し上げます。

そしたら、民生費は終わりたいと思います。

続きまして、衛生費に入ります。

決算書76ページから87ページをごらんください。ただし、環境衛生費のうち、下水道課に係るものは、他の委員会の所管ですので除きます。

竹内委員 済みません。多分これは厚生に入ると思うんですけども。79ページの13の委託料、不法投棄ごみ収集委託料38万1,240円、こういう収集委託料というのは、毎年どれくらい出ているのかというのをちょっとお聞かせ願えたらと思うんですけども。どうのごみか。

川端委員長 内容やね、申し上げます。

谷下住民部住民生活課長 不法投棄につきましては、一番多いのが、従来、指定されております、家電リサイクル製品、それ以外は処理できない処理困難物の収集です。自然海浜における不法投棄で過去におきましては、不法投棄される量が多かったが、年々少なくなってきている現状でございます。

以上でございます。

竹内委員 ありがとうございます。

家電リサイクル製品が多いというのはわかるんですけども。今現在、岬町の中で、不法投棄されている場所もあると思うんですよ。その辺で、ある程度見回り隊みたいなんがあ

って、月に1回とか見回ってくれていると思うんですけども、まだまだ車で走っていると、山の中に捨てたとか、他人の土地とかいうのがいろいろあるんですけども、その辺のところをある程度、不法投棄のないような管理を今後どうしてやっていくのか。また、ふえると思うんですよ、まだまだ。有料化とか云々なった場合に。その辺のところをちょっとまた、どういうふうな形で考えておられるのかだけ、お聞かせ願いたいと思います。

谷下住民部住民生活課長 現在、一番多く不法投棄されているところは、府道甲山線が、多く苦慮しており、対策として立て看板、我々も少ないけれど月2回程度見回り、また、自治区においても見回りや監視をお願いするなどの対応とともに郵便局や警察に対しても依頼し不法投棄の監視に努めています。

以上です。

竹内委員 ありがとうございます。

谷本委員 ただいまの竹内議員の関連質問ですけどね。85ページの一番下に、家電四品目運搬業務委託料とありますね。この4品目については、不法投棄されたものなのか、それとも焼却場に持ち込まれたものを運搬するのか、それはどちらのものを指しているのか、この1点と、それから、後先になりますが、79ページの一番上、委託料で、犬猫等遺体処理委託料とありますね。100万ほどあります。これについては、ある市町村では、他の市町村で、飼い犬、飼い猫で焼却料を取りながら、これは野良犬やということで、野良猫やということで、焼却料金取りながら、自分のポケットに入れてたという事例が、昨年、何件かあった。岬町は、焼却するのに、飼い犬か野良犬かということはどういう判断しているのか。業者の言いなりになっているのか、そこら辺、どのようなことをしているのか。それを聞きたい。

以上です。

川端委員長 答弁をお願いします。

谷下住民部住民生活課長 まず1点目の79ページの犬・猫等遺体処理委託料でございますけども、18年度において198件ありまして、住民さんから連絡いただいた件数については、こちらで把握しており、業者との差異はありませんので焼却料の着服などありません。また、犬の場合は、狂犬病予防法に基づき登録する必要から飼犬か、そうでないか、解るんですが、猫の場合、はなかなかわかりません。よって、連絡いただいた方の言葉を信用するしかありませんので回収し、処理を行っているのが、現状であります。次に、委託料であります、不法投棄された家電を美化センターにストックしておいて処分しており、持ち込

まれる家電四品目はありません。

谷本委員 家電四品目については、わかりました。

犬・猫の問題ですね、個人から業者に直接電話なりして引き取りにきてもらうということとは、岬町はないんですか。

川端委員長 答弁お願いします。

谷下住民部住民生活課長 犬猫の処分依頼の場合に、住民生活課に住民さんから連絡が入ります。

谷本委員 もし役場の方に連絡なしに、業者に直接電話するということはないんですか。

谷下住民部住民生活課長 業者については、役場からのみの対応で、直接、住民さんから連絡が入ったとの、そういうことは聞いておりません。

川端委員長 委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

出口委員 先ほど、甲山のとこの不法投棄の件で回答いただいたんやけども、実際に、おっしゃるとおり、理想的にいけばいいんだけども、郵便配達人とか、地元の方々の協力を得るといふうな回答をおっしゃっていますけども、不法投棄する方は、その合間を縫って来るんですわ。特に夜が多いです、特に冬はね。暗くなって来るんで、やはり立て看板を立てるんはわかるけども、もう少し啓発するために、私、前にも話させてもうたけども、カメラ、別に可動しなくてもいいから、形の模擬でもいいから、そういう形でもっともって考えていかないと、多分有料のごみになったときには、もっとふえていきますよ。やはり岬町の方々じゃなくて、和歌山市の方からも多分不法投棄に来るんじゃないかなと思いますんで、その辺ももう少し考えていただいて、やはり夜の対策を考えてもらわないかなのかなというふうに思います。

以上です。

川端委員長 要望でよろしいですか。

辻下(文)委員 83ページの自然海浜保全対策費なんですけども、自然海浜、現在、岬町に2カ所ありますね。みさき公園、それから、多奈川西の海岸から小島にかけてということで、ここの項目で清掃委託料と業務委託料となっているんやけど、この違いと、それから、今どこに現在委託しているのかということと、年何回やっているのか、ちょっと教えていただけますか。

川端委員長 答弁お願いします。

谷下住民部住民生活課長 まず、清掃委託料ですけども、委託業者は、岬環美興産で自然海浜は、長松海浜と小島海浜の2箇所あります。長松海浜におきましては、年1回のペースです。

また、小島海浜におきましては年3回、そういうふうになっております。長松海浜においては、年1回の清掃ですが、これは、ボランティアの方がしていただいておりますので、その分の、回数が少なくなっています。それと、業務委託料でございますけれども、これは、長松海浜に設置しております便所で、これの清掃の委託をしております。また、この清掃につきましては、月4回の清掃を行っています。

以上です。

辻下(文)委員 ありがとうございます。わかりました。

川端委員長 委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

中原委員 83ページの、今質問あったことにかかわりますけれども、自然海浜保全対策費の清掃委託料と、それから長松自然海浜公衆便所清掃業務委託料のことでもう少しお聞かせいただきたいと思います。

長松自然海浜公衆便所清掃業務委託料というのは、ちょっと私の見落としかもしれませんけれども、予算書の方にはこういった項目はなかったんですけれども、ほかのところにあったのか、新たに設置されたものなのか、お示しいただきたいという点と、委託ですので、委託先を明示していただきたいということ。

それから、85ページの、これも委託料のところなんですけれども、ごみ焼却場残灰検査料というものと、それから、焼却場もえがら検査委託料というのがあるんですけれども、見ておりまして、もえがらと灰というのは似たものなのかなというふうに感じまして、それぞれどういった違いがあるのかお示しいただきたいということと、ごみ焼却場大気汚染測定委託料というのと、ダイオキシン測定分析業務委託料という、これも似たような感じに見受けられるんですけれども、それぞれの業務ですとか、中身の違いをお示しいただきたいと思います。

以上です。

川端委員長 答弁をお願いします。

谷下住民部住民生活課長 自然海浜の長松の公衆便所清掃については、個人さんで、山本さんという方に清掃をしていただいております。

続きまして、ごみ焼却場残灰検査でございますけれども、まず、最終処分地へ搬入するための残灰の成分検査、燃え殻については、燃え残った殻に含まれる重金属類の成分検査を行うものです。続きまして、大気汚染測定は、これは年1回なんですけれども、煙突から排出される排ガスで例えば、二酸化いおう、塩化水素などでございまして、ダイオキシン

については、ダイオキシン類のみを検査しています。

以上でございます。

中原委員 さきにお聞きした長松の公衆便所の個人委託しておられるということで、先ほどの質問で、予算書にちょっと見受けられなかったように感じたんですけどもということについての答弁が抜けておりますので、その点について明らかにしていただきたいと思います。

それから、2点目にお聞きしまして、今ご説明いただいたところですが、これも、ちょっと予算書に見受けられない項目なんですね。ごみ焼却場大気汚染測定云々という分と焼却場もえがら云々という項目については、予算書に見受けられませんので、どこか別のところに載っておったんでしたら、それで結構ですけども、そのあたり、お答えいただきたいと思います。

以上です。

谷下住民部住民生活課長 先ほどの自然海浜の公衆便所が予算書に載ってないと言われる件ですけど、これは当初予算に載せております。

それと、もえがらと大気汚染、これについても当初予算に載せております。

以上です。

川端委員長 予算書の64ページのところに、これ込みでしているんか、ちょっとその辺をもっと細かに言うてあげてください。

中原委員 後で結構です。

川端委員長 そしたら、後で個人的に中原委員に説明してあげていただけますか。

そしたら、衛生費の質疑についてはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 衛生費の質疑は終わります。

続いて、土木費に入ります。

決算書の100ページ、都市計画総務費のうち、住民生活課に係るものをごらんください。

(「なし」の声あり)

川端委員長 質疑、意見はないようですので、土木費の質疑を終わります。

以上で、一般会計歳出の質疑を終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

中原委員、反対ですか、賛成ですか。

中原委員 反対です。

川端委員長 反対からどうぞ。

中原委員 もう時間が随分お昼回っておりますので、簡単に。

先ほどの質問の中でも、障害者自立支援法にかかわる部分について、担当課も大変ご苦労されているところだとは思いますが、それ以上に、実際の利用されている方の負担について、危惧をしているところであります。今のところ、大きな生活上での支障を来すことは起きていないというふうに感じているという答弁でありましたけれども、今後この影響がどうなっていくのかという点についても大きな不安がありますので、1点目は、障害者自立支援法にかかわってということで、もう1つ、後期高齢者医療制度にかかわる予算化も含まれておまして、その点が2点目と。

それから、3点目に、この委員会では全容は明らかにされませんでしたけれども、同和更生資金の償還金の事業について疑念がありますので、その3点を主な点といたしまして、本委員会での反対討論といたします。

以上です。

川端委員長 反対討論が終わりました。

次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 次、また反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 では、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第79号「平成18年度岬町一般会計決算認定の件」のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

川端委員長 挙手多数であります。よって、議案第79号のうち、本委員会に付託された案件は認定されました。

お諮りいたします。暫時休憩することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 異議なしと認めます。暫時休憩いたします。

再開は1時半です。よろしく申し上げます。

(午後0時36分 休憩)

(午後1時30分 再開)

川端委員長 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

続いて、議案第81号「平成18年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件」を議題といたします。

本件については本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 決算書133ページから157ページをごらんください。

質疑、意見はございませんか。

中原委員 決算書の142ページ、府支出金、府補助金、財政調整交付金というところの1財政調整交付金、ここで普通調整交付金と特別調整交付金がありますけれども、特別調整交付金については、予算額と少し開きがあるように見受けられるんですけれども、その理由について説明いただきたいと思います。

それから、145ページの諸収入、雑入ですけれども、約71万円というのが記載されておりますが、この中身についてお聞きしたいというのが2点目であります。

以上です。

川端委員長 答弁をお願いします。

古橋住民部保険年金課長 まず1点目、府支出金、府補助金の中の財政調整交付金うち、特別調整交付金でございますけれども、18年度の決算につきましては、2,900万5,000円の決算額でございます、予算といたしましては、229万2,000円計上させていただいております、大きく上回った収入となっております。この特別調整交付金の内容につきましては、保健事業としまして143万7,000円、それと、医療費の適正化につきましては333万7,000円、それと、収納率の向上対策、その他国保の運営の安定化に資する事業として2,423万1,000円が歳入されたものでございまして、当初、予算を編成する際において、特別調整交付金といいますのは、その事業に属する部分と一定の評価の部分に分かれますので、一定の評価に係る部分については予算化をしておらなかったというのが大きな要因でございます。

それと、2点目の雑入の雑入として71万769円、歳入されております。これにつき

ましては、医療で給付を行っておりました被保険者の方が、後に労災認定を受けられることになりまして、労災認定を受けた関係上、労災の方からその医療費については支給されるということで、その部分について返還金として返していただいたという内容となっております。

以上です。

中原委員 今お答えいただいた1点目ですけれども、一定の評価の部分が予測つかなかったということであろうかなというふうに聞いておったんですけれども、この特別調整交付金にかかわって、一般質問の中でも、白井部長といろいろとお話をさせていただいたところでありますけれども。1つお聞きしたい点で、18年度の予算審議のときに、私としましては、基金の取り崩しも含めて検討して、急激な負担とならないようにと。保険料が急激に上がらないようにということを努力してほしいということを要望させていただいたところであります。また、委員会の答弁の中でも、はっきりした値上げについては、予測はつかない部分はあるにせよ、急激な負担とならないように努力したいというふうにお話されていたと思います。そのあたりの努力についてはどのようなことをされたのか、お聞かせいただけますでしょうか。

川端委員長 答弁をお願いします。

古橋住民部保険年金課長 平成18年度の本算定時、7月1日でございますけれども、その本算定時に保険料率を決定する際におきまして、保険料の上昇を抑制するという一方で、保険料をほぼ据え置いたという経緯がございます。

そして、基金の分でございますが、基金については7,900万程度、本年度、この決算の中で繰り入れを行っております。その保険料を据え置いたということに加えまして、後に出てまいりました調整交付金の返還金が生じたこと等に伴って、それらを調整するために基金を取り崩して、本年度は決算をさせていただいたという形の内容となっております。

以上でございます。

中原委員 ご答弁の中で、基金の取り崩しも行って、保険料の上昇抑制に努めたというお話でして、基金の取り崩しについては、過去何年間か取り崩しを行って、保険料の抑制に努めておられるのかなということで、少し見せていただいていたんですけれども、数年しか私は見ておりませんので、7,900万という金額が努力に値するものであるのか、比較検討はしにくかったんですけれども。今、ご答弁いただいたとおり、据え置くために努力された

という結果の1つではないかなというふうには受けとめております。

ちなみに、据え置いたとはいえ、値上がりには変わりなかったということで、値上げしないで済ませるというためには、幾ら必要だったのかということをお聞かせいただきたいんですけども。

川端委員長 答弁をお願いします。

古橋住民部保険年金課長 平成18年度におきましては、基金の取り崩し額が7,960万円でございます。そのうち従来から充てておりました保健事業に260万円を支出いたしておりますので、差し引き調整が必要な額と申しますのは7,700万円という形になっております。

中原委員 ということは、あと7,700万あれば保険料を値上げしなくて済んだということでしょうか。そういうことですね。その点について、もうちょっと努力できへんかったもんなんか。よくわかりやとは思いますが、国民健康保険料が高いということで、滞納しておられる方もたくさんおられるという実態はよく承知の上だと思いますけれども。据え置きではなくて、値上げをしないということは努力としてできなかったのかという点について、お聞かせください。

白井住民部長 国民健康保険料の問題でございますけれども、ご存じのとおり、国民健康保険というのは医療費の半分を保険料でいただく。あと半分につきましては公費負担となっている関係がございます。当然おっしゃるとおり、国民健康保険料を値上げしないということをするということは、医療費の伸び率をゼロにしなきゃならないということで、相当、平成19年度も約3%程度の医療費を延ばしておりますけれども、それ以上に抑制策を講じなければならぬということになっておりまして、この問題につきましても、医療費の適正化とともに抑制化を図りたいということで、平成17年度に大阪府の配慮をいただきました基金ですか、それを医療費の抑制策、保健対策に充実してまいりたいと以前から申し上げておるとおりでございますので、いろんな対策を講じまして、最終的に医療費を抑制して、そして、その結果として保険料の抑制を図りたいと、そういう考え方でございますので、よろしく願いいたします。

川端委員長 他の委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

反対討論ですか、賛成討論ですか。

中原委員 賛成討論です。

川端委員長 先に、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、そしたら、賛成討論お願いします。

中原委員 今お聞かせいただいた中で、少し申し上げたいことがないわけではないんですけども、今回については7,900万円の基金を取り崩して努力もされたということをお聞きしましたので、今後とも住民負担に転嫁しないようにという点と、先ほど白井部長がおっしゃられた、医療費全体を抑える施策を展開していただくということで、住民の皆さんに、より利用しやすい国民健康保険になっていくようにということを要望しまして、賛成といたします。

以上です。

川端委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第81号「平成18年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件」について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。よって、議案第81号は、本委員会において認定されました。

議案第82号「平成18年度岬町老人保健特別会計決算認定の件」を議題といたします。

本件については本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 それでは、決算書158ページから166ページをごらんください。

質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 なければ、本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第 8 2 号「平成 1 8 年度岬町老人保健特別会計決算認定の件」について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。よって、議案第 8 2 号は、本委員会において認定されました。

議案第 8 5 号「平成 1 8 年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）決算認定の件」を議題といたします。

本件については本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 それでは、決算書 1 8 8 ページから 2 1 4 ページをごらんください。

質疑、意見はございませんか。

中原委員 少し全体にわたってお聞きしたいと思っているんですけども。介護保険の特別会計の保険事業勘定についてですけども、昨年の 1 8 年度の予算審議のときに、1 8 年度から非常に大きい仕組みの変化があって、重い負担になりまして、そのときに生活保護水準より低いような生活をされている方でも第二段階となるんじゃないかと。全体にわたって、新しい介護保険制度というのは、サービスをカットしながら利用料は上げるという格好になっているんじゃないかということをお願いしまして、努力してほしいということをお願いしたわけなんですけれども、1 年半たちまして、そのあたり努力された点等ありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

川端委員長 答弁をお願いします。

岸本福祉部高齢福祉課長 全体的な話の中で、平成 1 8 年の法改正がございまして、大きく変わられたのが、今までの介護保険制度、サービス一本ではなく、自立を目的とした介護予防の施策に改正されているということでございます。そのことが若干反映しまして、計画給付よりも下回っているという現状でございます。それ以外の町独自でサービスの低下とかに對する補助等を行っておりません。あくまでも法のもとでこの介護保険事業を運営しているということでございます。

以上です。

中原委員 今ご答弁いただきましたけれども、自立を目的ということで、確かに自立して生活を送

るということは非常にご本人にとっても大切なことですし、そういった事業を展開していくことで、全体の給付も下げることができるということですが、果たして、本当に自立を目的としたものにはなっているのかどうかというところについて、大きな疑問があります。

自立を目的と言いながら、聞こえのいい言葉で、実は利用抑制を図っているのではないかというふうに感じている点があるんですけれども。以前の介護度、介護ランクと申しますか、その分け方から、新しく自立を目的ということも含めて、段階がふえましたけれども、その違いについて、従来と18年度からの違いについて、少しお聞きしたいと思います。

介護度が変わることによって、利用者の受給率がどのように変化したかということについて、お示しいただけますでしょうか。

川端委員長 答弁をお願いします。

岸本福祉部高齢福祉課長 平成17年と18年、平成17年度までは、介護度1の人が、法改正により、平成18年には要支援の1と2という区分に新たに設定されました。その中で見てみますと、介護度1の人の7割、8割、国で言われる数字ですけども、が要支援1・2に認定されたということになっております。

介護のサービスについては、今まで介護度1の方の、わかりやすく言えば、自宅に来ていただいていたホームヘルパーとかの週何回という数字が、要支援になれば、当然それが週1回とか2回に下がってくるというのが現状でございます。

あと、本会議の方で一般質問ありましたように、福祉用具、特殊寝台とか、あと通院乗降、通院介助ですね、その辺が若干サービスが落ちるという形になっております。

以上です。

川端委員長 ほかに、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 なければ、本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

では、反対討論からお願いします。

中原委員 今質問させていただきまして、計画の給付より下回ったということで、一見数値の上では嬉しいことのように思いますが、そのもとで利用者の皆さんにどのようなことが起こっているのかということをお考えたときに、今お示しいただいたとおりで、ヘルパー

の訪問の回数が減ったりとか、通院に係る介助が受けられなくなったりですとか、そのような格好で、実際には、自立を目的と言いながら、負担を引き上げて、かつサービスの利用を制限するというのが結果ではないかなというふうに感じております。

さらに、受給率のことを先ほどお聞きしましたけれども、平成17年度の時点で、要介護1だった方の岬町の場合では約8割が、要支援の1と2に振り分けられています。これは、一般質問でも申し上げましたけれども、国の資金として7割から8割の方を要支援の1に振り分けるようにということで、それに基づいてやったということであろうかと思えますけれども。この要支援の1・2の方が、受給率をお聞きしましたところ、約50%になっておりました。この要支援の1と2を合算して、簡単に計算したところでありませけれども、約50%の受給率でありますので、これまで利用していた方が、利用をあきらめざるを得なくなっているということが生まれているのではないかなということを危惧いたします。

ほかの介護度、要介護1以上については、7割や8割の利用がされているのに対して、要支援の1・2については、50%の方しか利用がされていないということがわかりましたので、以前から危惧しておりました、サービスはカットしながら、利用料を上げるという大きな仕組みの転換そのものに反対ですし、また、先ほどお答えいただいたとおり、町単独では補助等を行っていないということで、努力も不足しているというふうに感じておりますので、その点で反対といたします。

また、次にあります、ほかの案件ですね、介護サービス事業勘定につきましても、同じ考え方で反対といたしたいと思えます。

以上です。

川端委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、また反対討論はないですか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第85号「平成18年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)決算認定の件」について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

川端委員長 挙手多数であります。よって、議案第 8 5 号は、本委員会において認定されました。

議案第 8 6 号「平成 1 8 年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算認定の件」を議題といたします。

本件については本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

川端委員長 決算書 2 1 5 ページから 2 2 1 ページをごらんください。

質疑、意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

川端委員長 なければ、本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

川端委員長 討論はないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第 8 6 号「平成 1 8 年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算認定の件」について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

川端委員長 挙手多数であります。よって、議案第 8 6 号は、本委員会において認定されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案 1 1 件については、すべて議了しました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力、よろしくお願い申し上げます。

これで厚生委員会を閉会します。

（午後 1 時 5 7 分 閉会）

以上の記録が本町議会第3回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成19年9月11日

岬町議会

委 員 長 川 端 啓 子